

令和7年度 第1回外来種対策に関する企業向けガイダンス作成に向けた検討会  
議事概要

開催日：令和8年1月29日（木）

場 所：Web 会議（Teams）、アビームコンサルティング本社 15 階会議室

検討委員：（※ 五十音順、敬称略、○は座長）

足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
池上 真木彦	国立環境研究所 琵琶湖分室 生物多様性領域
大和田 哲也	ANA ホールディングス株式会社/ サステナビリティ推進部マネージャー
黒川 俊二	京都大学 農学研究科 雑草学研究室 教授
○五箇 公一	国立環境研究所 生物多様性領域/ 生態リスク評価・対策研究室 特命研究員
藤木 庄五郎	株式会社バイオーム 代表取締役

オブザーバー：

大嶋 優佳 経団連自然保護協議会 事務局次長

【議事概要】

（1） 外来種対策に関する企業向けガイダンス作成検討会の設置について

<資料説明>

資料1：外来種対策に関する企業向けガイダンス作成検討会\_設置要綱（案）

<意見等>

- ・ 特になし。

（2） 外来種対策に関する企業向けガイダンスの方向性について

<資料説明>

資料2：外来種対策に関する企業向けガイダンス（仮称）の作成方針について

<意見等>

■位置付け・全体構成について

- ・ 企業の外来種への関与を直接的・間接的で整理し、関与に応じた対策のポイントや、直接関与しない企業でもモニタリング協力等で外来種対策に寄与できる旨を明示すべきである。（委員）
  - 外来種問題を他人事と捉える企業にも届く構成になるよう検討する。（環境省）
- ・ ガイダンスを啓発用とするのか、実践的資料とするのか位置づけを明確にする必要がある。（委員）
  - 入門編は前者、実践編は後者を想定した二部構成を検討している。（環境省）
- ・ 海外の動向・ネイチャーポジティブ経済移行戦略における外来種対策の位置付け・投資家の視点を盛り込むことが企業の関心を高める。（オブザーバー）

■表現方法・普及啓発について

- ・ 企業が取り組みやすい難易度にして、わかりやすく伝えることが求められる。（委員）
- ・ ガイダンスの普及戦略を明確にし、外来種と無関係と考える企業にも届く手法を検討すべきである。（委員）
  - 生物多様性保全には関心があるが、外来種問題は自社とは無関係であると思っている企業へのアプローチを検討している。詳細は来年度検討予定である。（環境省）

■対象範囲について

- ・ 国内外来種や遺伝的攪乱を含めるかどうか確認したい。（委員）
  - 紙幅との兼ね合いで検討するが、関連して記載したい。（環境省）
- ・ 日本から海外への外来種拡散リスクを含めるかどうか確認したい。（委員）
  - 紙幅との兼ね合いで検討するが、関連して記載したい。（環境省）

#### ■入門編 第1節 外来種とは について

- ・ 外来種対策をめぐる主な動向として、TNFDの他にSDGsにも触れることで非上場企業や中堅企業にアプローチできる可能性がある。(委員)
- ・ 外来生物法はブラックリスト方式であるが、リストに記載されているかどうかに関わらず、企業が生物を使用する際はコントロール下におけるかどうかを検討することが必要である旨を明記するのが良い。(委員)

#### ■入門編 第2節 (1) 企業活動が外来種問題の主要な要因の1つである について

- ・ 生物多様性が企業活動の基盤であることを強調すべきである。(委員)
- ・ 外来種問題は生物多様性喪失の主要な要因の一つであり、TNFD対応や社会的コスト・リスクの観点から企業も取り組むべきだと示すべきである。(委員)
- ・ 「外来種問題の原因は8~9割が企業活動」等、概算割合を明示しても良い。(委員)

#### ■入門編 第2節 (2) 外来種問題への対策不足が企業に及ぼし得るリスク について

- ・ 外来種を放置した場合の不作为によるリスクも明記すべきである。(委員)
  - 上記は将来的な賠償やレピュテーション低下につながるため、企業への訴求材料になる。(委員)
- ・ 企業には②問題が起きた後の対策・原状回復費用、③レピュテーションリスク、⑤従業員の身体リスクの訴求が効果的だろう。加えて、リーガルリスクにも言及すべきである。(委員)
- ・ 善意の植樹や放流等意図しない直接導入の問題を入門編で紹介するべきである。(委員)
- ・ 企業が無自覚に外来種を持ち込むケースがあることに言及し、サプライチェーン全体に対し外来種対策の責任が生じている旨を記載する必要がある。(委員)
- ・ 外来種リストにない=安全という誤解があるため、知識と目的意識の重要性を明記するべきである。(委員)
- ・ 企業は地域との摩擦リスクに敏感であり、その点を明確に示す方が理解を得やすい。(委員)

#### ■実践編 第1節 導入経路別ガイダンス 意図的な導入 について

- ・ 「意図的」「非意図的」という用語は分かりにくく、説明や図解が必要である。また、「例」が今までに被害があった例(過去事例も含む)と分かるよう表記を工夫したい。(委員)
- ・ 規制対象外の意図的導入種でもリスク評価が必要である。また、畜産では自給飼料促進や結実前刈取の徹底が取り組むべき対策である。(委員)
  - 在来種外来種問わず、人為的に移動・使用する生物についてどこまでリスク管理できるかが肝要である。(委員)
- ・ 商社の植樹やペット放流等、意図しない導入の問題を取り上げるべきである。(委員)
- ・ 「養殖」に関わる部分として、管理釣り堀での放流等も検討の余地がある。(委員)

#### ■実践編 第1節 導入経路別ガイダンス 非意図的な導入 について

- ・ サプライチェーン上流を訪問した出張者等の「人の衣服や靴に付着して混入するリスク」も考えられる。(委員)
- ・ サプライチェーンは、p.25に示された図以外にも存在する。飼料由来の外来種が農地で定着するリスク等も考えられる。(委員)
- ・ 梱包材やコンテナに外来種が付着する輸送リスクや、そういったリスクへの対策を講じている輸送業者を選択する必要性について明記すべきである。(委員)
- ・ 航空貨物では貨物代理店による確認や、IPPCの国際基準に準拠した梱包剤の使用を実施している。なお、国際物流量は海運が中心であり港湾対策の重要性も高い。(委員)
- ・ 図に「島に外から外来種が入ってきて、島の中で輸送により移動する」イメージを反映するとわかりやすいのではないか。(委員)

#### ■実践編 第2節 種別ガイダンス について

- ・ 外来種の侵入段階に応じて必要な対策が異なるため、複数段階示すべきである。(委員)
- ・ ナルトサワギク等、道路工事で拡散する種の掲載を提案する。(委員)
- ・ 商社の誤った植樹やメダカ放流等、知識不足による導入例を紹介する。(委員)
- ・ ツマアカスズメバチは本土侵入の恐れがあることから、掲載を提案する。(委員)

■実践編 第3節 評価・情報開示ガイダンス について

- ・ 企業が何をどこまでやるべきなのか、今後明確に記載する必要がある。先行事例集、インシデント集は役立つ。食品衛生の HACCP のように、外来種対策のプロセスの雛形（標準的なマニュアル）があるとわかりやすい。雛形としては、HACCP が参考となる。（委員）
- ・ 評価に使用できる指標やツールを示すことが企業実務に役立つ。（オブザーバー）
- ・ 本ガイダンスでは、開示情報の評価にまでは踏み込まない認識で相違ないか。（委員）
  - まずは TNFD の指標を基礎にしつつ、ガイダンスではより良い情報発信の方法を示したい。（環境省）

以上。